法律

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年八月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第五十八号

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成二十四年度」を「平成三十四年度」に改める。

第四条第七項中「から前項まで」を「、第四項及び前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定による協議は、平成二十五年三月三十一日までにしなければならない。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十五年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

環境大臣　細野　豪志

内閣総理大臣　野田　佳彦

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年八月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第五十九号

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章の二　差止請求権（第五十八条の四―第五十八条の十）」を「第五章の二　訪問購入差止請求権（第五十八条の四―第五十八条の十七）　第五章の三　差止請求権（第五十八条の十八―第五十八条の二十五）」に改める。

第一条中「並びに業務提供誘引販売取引」を「、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入に係る取引」に改める。

第二条の見出しを削り、同条第一項中「第五十八条の四第一項」を「第五十八条の十八第一項」に改め、同条第二項中「第五十八条の五」を「第五十八条の十九」に改め、同条第三項中「第五十八条の六第一項」を「第五十八条の二十第一項」に改める。

第三条第一項中「その」を「第二条第一項から第三項までに規定する売買契約若しくは役務提供契約の」に改める。

第三十三条第一項中「第五十八条の七第一項及び」を「第五十八条の二十一第一項及び」に改め、「権利を含む。以下」の下に「この章及び第五章において」を加え、「第五十八条の七第一項第一号イ」を「第五十八条の二十一第一項第一号イ」に、「第五十八条の七」を「第五十八条の二十一」に改める。

第四十一条中「第五十八条の八第一項第一号」を「第五十八条の二十二第一項第一号」に改める。

第四十二条第一項中「第五十八条の八」を「第五十八条の二十二」に改める。

第四十八条第二項中「第五十八条の八第二項」を「第五十八条の二十二第二項」に改める。

第五十一条第一項中「並びに第五十八条の九」を「並びに第五十八条の二十三」に、「第五十八条の九第一項第一号イ」を「第五十八条の二十三第一項第一号イ」に、「第五十八条の九第一項第三号」を「第五十八条の二十三第一項第三号」に改める。

第五十八条の十第一号中「第五十八条の四から第五十八条の六まで」を「第五十八条の十八から第五十八条の二十まで」に改め、同条第二号中「第五十八条の四」を「第五十八条の十八」に改め、同条第三号中「第五十八条の六」を「第五十八条の二十」に改め、同条第四号中「第五十八条の四第二項」を「第五十八条の十八第二項」に、「第五十八条の六第二項」を「第五十八条の二十一第三項」に改め、同条第五号中「第五十八条の七第三項」を「第五十八条の二十一第三項」に改め、同条第七号中「第五十八条の八第二項」を「第五十八条の二十二第二項」に改め、同条第八号中「前条第二項」を「第五十八条の二十三第二項」に改め、同条に次の一号を加える。

九　**第五十八条の十七**　前条

第五章の二中第五十八条の十を第五十八条の二十五とし、第五十八条の九を第五十八条の二十三とし、同条の次に次の一条を加える。

（訪問購入に係る差止請求権）

第五十八条の二十四　適格消費者団体は、購入業者が、訪問購入に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その購入業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一　売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

イ　物品の種類及びその性能又は品質

ロ　第五十八条の十第一項第二号から第六号までに掲げる事項

ハ　第五十八条の十第一項第七号又は第八号に掲げる事項

二　売買契約の締結について勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為

三　売買契約を締結させ、又は売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

四　物品の引渡しを受けるため、物品の引渡時期その他物品の引渡しに関する事項であつて、売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

五　物品の引渡しを受けるため、威迫して困惑させる行為

2　適格消費者団体は、購入業者が、売買契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その購入業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一　第五十八条の十四第六項に規定する特約

二　第五十八条の十六の規定に反する特約

第五十八条の八を第五十八条の二十二とし、第五十八条の四から第五十八条の七までを十四条ずつ繰り下げる。